

国自整第356号  
平成29年3月13日

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局整備課長

「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」の細部取扱いについて

土砂等運搬大型自動車に装着されている自重計については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」（昭和43年3月15日付、自貨第66号、自車第229号）により、検査担当部署において検査時に自重計技術基準適合証を確認しているところですが、当該通達中、記2（1）については、平成29年4月1日より下記のとおり取扱うこととし、記2（2）については独立行政法人自動車技術総合機構に自重計の有無の確認を別添のとおり依頼しましたので、了知いただくとともに、適切に処理願います。

記

1. 有効な自重計技術基準適合証を確認した旨が記載された保安基準適合証の提出により、自重計技術基準適合証の提示に代えることができる。
2. 有効な自重計技術基準適合証が提示されなかったときは、使用者に対して、自重計の取付け及び1年ごとに計量法上の修理事業者等が行う点検を受けるよう指導したうえで、自動車検査証を返付する。

国自整第356号の2  
平成29年3月13日

独立行政法人自動車技術総合機構理事長 殿

国土交通省自動車局整備課長



「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」の細部取扱いについて（依頼）

土砂等運搬大型自動車に装着されている自重計については、「土砂等運搬大型自動車に取り付ける自重計に関する取り扱いについて」（昭和43年3月15日付、自貨第66号、自車第229号）により、確認を行っているところですが、平成29年4月1日より別添通達のとおり取り扱うこととしました。

つきましては当該通達中記2.（2）について、貴法人にて持ち込み検査の現車審査の際、自重計の有無を確認いただき、無い場合については、自動車検査票1の〔その他の審査項目〕欄にある自重計に○をしていただき「無」と記載いただくようご協力をお願いします。